

第五次地域管理経営計画書

(四万十川森林計画区)

計画期間 [自 平成29年4月1日]
[至 平成34年3月31日]

四国森林管理局

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	7
(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	10
(4) 主要事業の実施に関する事項	11
(5) その他必要な事項	12
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	12
(1) 巡視に関する事項	12
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	12
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	12
(4) その他必要な事項	13
3 林産物の供給に関する事項	14
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	14
(2) その他必要な事項	14
4 国有林野の活用に関する事項	14
(1) 国有林野の活用の推進方針	14
(2) 国有林野の活用の具体的手法	15
(3) その他必要な事項	15
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備 及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	15
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	15
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野 の整備及び保全に関する事項	16
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	16
(1) 国民参加の森林に関する事項	16
(2) 分収林に関する事項	17
(3) その他必要な事項	17
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	18
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	18
(2) 地域の振興に関する事項	18
(3) その他必要な事項	19

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈

1 単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画区における国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即して、かつ、国有林の地域別の森林計画と調和して公益的機能の維持増進を旨として、その組織・技術・資源を活用し森林・林業再生へ貢献することを目指し、関係行政機関と連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら、本計画に基づき適切に行うこととする。

① 森林計画区の概況

四万十川森林計画区は、北部は四万十川の源流部、南部は足摺岬までの高知県西部に位置し、区域面積 297千haで森林はその85%の 253千haとなっている。年平均気温は16.3℃、平均年間降水量が 2,980mmと温暖多雨で林木の生育に適した気候下にある。

国有林野は、森林面積の20%にあたる52千haで、①四万十川の中流域から最上流域及び各支流の上流域に位置する団地、②足摺・大堂の海岸から松田川上流の篠山に至る四国の西南端地域の団地、③その他の団地に大別できる。これらの団地においては、四万十川の支流である黒尊川源流域の標高1,000m付近では、冷温帯を代表するブナ林が見られ、足摺・大堂の海岸林では、亜熱帯のアカウ、ビロウがみられる。人工林率は83%と高く、ヒノキが70%を占めている。

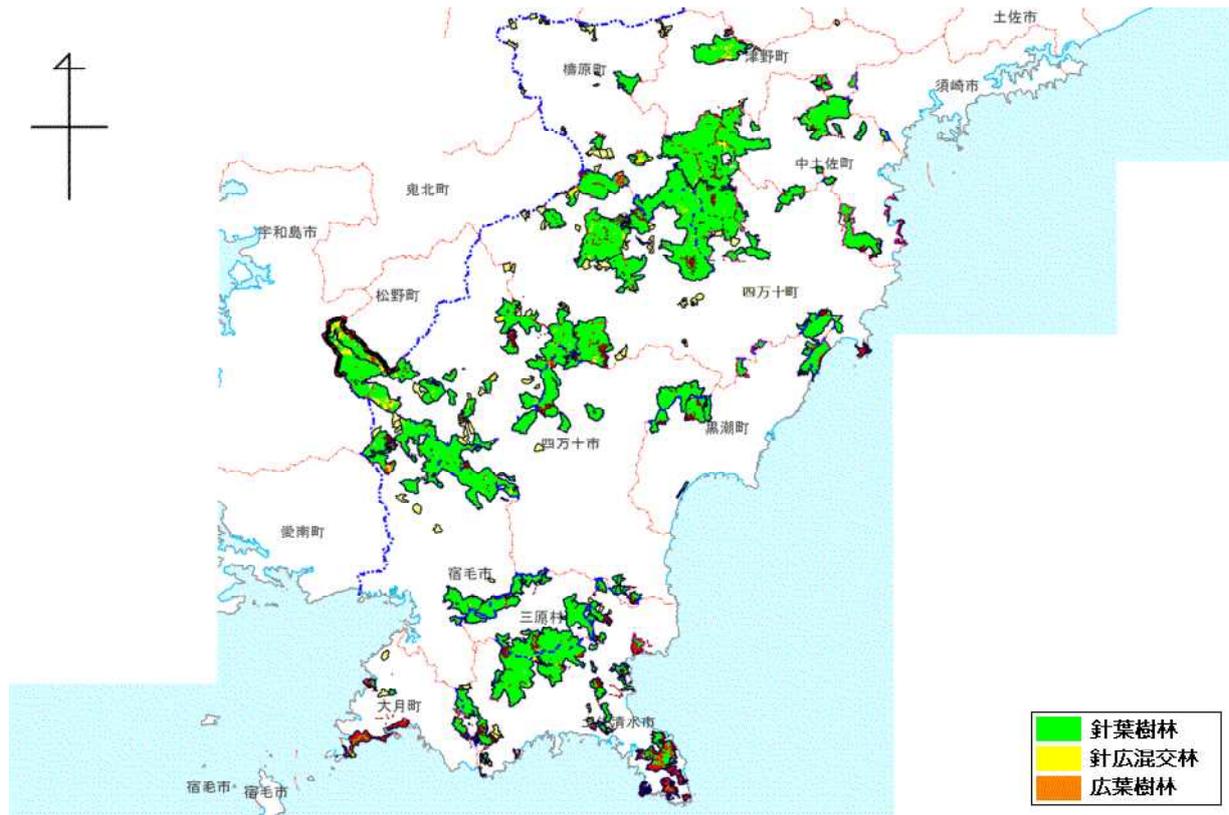
人工林の齢級^{*1}配置は、8齢級以上の森林が81%を占めており、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策や森林資源の循環利用の推進等の観点から、適切な間伐を行いつつ、齢級の平準化に向けた取り組みが必要な資源状況となっている。天然林は、不入山、黒尊山、今ノ山、中土佐町から大堂海岸に至る海岸等に分布している。

また、本地域は、古くから「幡多ヒノキ」等の名称で知られるヒノキの産地であり、戦後植栽された民有林の人工林も充実期を迎えつつあり、国有林材と合わせ、安定的な木材の供給が期待されている。

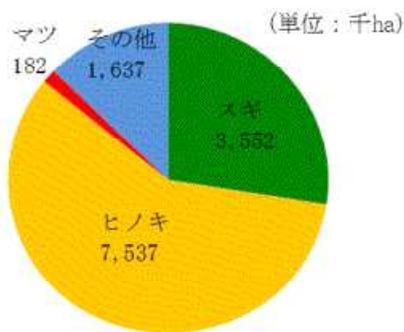
さらに、国有林の大部分を保安林に指定するとともに、足摺宇和海国立公園に指定されている足摺山を始め、景観に優れた森林については風景林等レクリエーションの森に指定するほか、四万十川の保全及び流域の振興に資するよう、国土保全、水源の涵養、自然環境の維持及び形成、国民の保健及び休養の場の提供等、公益的機能の発揮にも努めている。

*1 齢級…森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

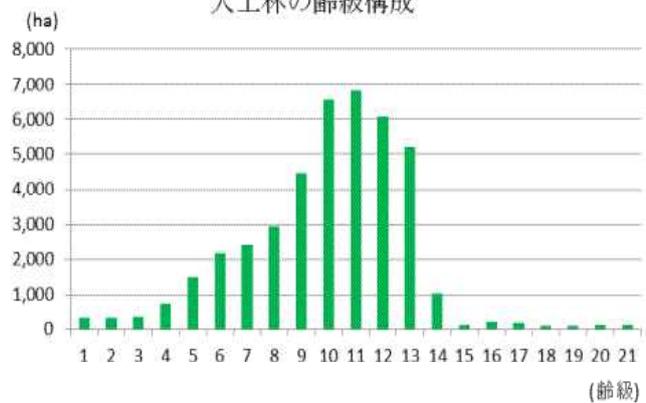
林相区分毎の分布状況



主要な樹種の出現状況



人工林の齢級構成



イ 主要施策に関する評価

前計画（第四次計画(平成24年度～28年度)）における計画量と実行量の概要は下表のとおりである。

伐採量については、主伐は分収林の契約延長等により一部伐採を見合わせたこと、また、間伐は主に搬出間伐を実施しているが、路網等の整備状況や林分状況により一部伐採を見合わせたことなどから、計画量を下回る結果となった。

更新量については、主伐の実行減に伴い期間内に植栽を行う箇所が少なかったことから、計画量を下回った。

林道の開設又は改良に関しては、林道の改良について優先的に取り組み、伐採や造林等の事業実施を踏まえ、より優先度の高いものから実行した。

(ア) 伐採量

(単位：千m³)

区 分	計 画 量		実 行 量	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	410.5	800.7	93.2 (23)	699.1 (87)

注1：（ ）の数値は、計画量に対する実行量の割合（%）である。

注2：実行量は平成28年10月末現在の見込量である。

(イ) 更新量

(単位：ha)

区 分	計 画 量		実 行 量	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	750	51	146 (19)	12 (24)

注1：（ ）の数値は、計画量に対する実行量の割合（%）である。

注2：実行量は平成28年10月末現在の見込量である。

(ウ) 保育量

(単位：ha)

区 分	計 画 量			実 行 量		
	下 刈	つる切	除 伐	下 刈	つる切	除 伐
保育量	2,366	33	485	652 (28)	0 (0)	222 (46)

注1：（ ）の数値は、計画量に対する実行量の割合（%）である。

注2：実行量は平成28年10月末現在の見込量である。

(エ) 林道の開設及び改良

(単位：路線数、箇所数、m)

区 分		計 画 量	実 行 量
開 設	路 線 数	27	12 (44)
	延 長 量	23,730	8,346 (35)
改 良	箇 所 数	178	136 (76)
	延 長 量	52,000	75,628 (145)

注1：（ ）の数値は、計画量に対する実行量の割合（%）である。

注2：実行量は平成28年10月末現在の見込量である。

③ 持続可能な森林経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図るため、地域の意見を聴きつつ、森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

具体的には、モントリオールプロセス^{*4}の基準・指標を踏まえて、次の方針により取り組んでいく。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

関連する主な施策として、優れた自然景観の維持等を目的とした適切な保全・管理を行うとともに、森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図

*4 モントリオールプロセス…ヨーロッパ以外の温帯林等を有する12カ国（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、ウルグアイ、米国）により進められている、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するために「基準・指標」の策定・適用に向けた取組。

る。

さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体数管理や共存に向けた森林の整備を推進する。

イ 森林の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な施策として、山火事防止のパトロールの実施や病虫害被害等の早期発見・早期防除に努める。

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行う。

関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。

オ 炭素循環への森林の寄与

地球温暖化防止に貢献する観点から、吸収源となる森林を確保するため、育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林資源を若返らせることで、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る。また、二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持するため、木材利用を推進する。

関連する主な施策として、間伐等の森林整備を推進するとともに、主伐後の確実な再生林の実施に取り組む。また、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。

カ 多面的な社会的・経済的便益の維持及び増進

森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図る。

キ 持続可能な経営

上記のア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林^{もり}」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

④ 政策課題への対応

国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全、民有林と連携した森林の整備などの政策課題に対応していくこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、適切に実施することとする。

なお、機能類型区分別の国有林野の面積は下表のとおりである。

機能類型区分別の国有林野の面積 (単位：ha、%)

	山地災害 防止タイプ ^{*5}	自然維持 タイプ ^{*6}	森林空間 利用タイプ ^{*7}	快適環境 形成タイプ ^{*8}	水源涵養 タイプ ^{*9}	計
面積	5,615 (11)	196 (-)	1,289 (3)	— —	44,521 (86)	51,620 (100)

注：（ ）の数值は、機能類型タイプの面積の割合（%）である。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに

*5 山地災害防止タイプ…土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林。

*6 自然維持タイプ…原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林。

*7 森林空間利用タイプ…スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林。

*8 快適環境形成タイプ…騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林。

*9 水源涵養タイプ…国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林。

関する事項

山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに区分して取り扱うこととする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止 タイプ	うち	
		土砂流出・ 崩壊防備エリア	気象害防備 エリア
面 積	5,615	5,320	295

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

イ 気象害防備エリア

遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林の育成に配慮した施業を行う。

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

保護林を主体とする森林であり、天然林が79%を占めている。

本タイプについては、野生動植物の生息・生育する森林の保護に努める等原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち
		保護林
面 積	196	152

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

足摺大堂、興津三崎、不入山、黒尊山等のレクリエーションの森を主体とする森林であり、天然林が81%を占めている。

景観の向上や野外レクリエーションに考慮した間伐等の森林の適切な整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の公衆の保健の用に供する施設の整備を行う。また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積

極的に行うことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定する。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うちレクリエーションの森
面 積	1,289	1,064

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項
浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確立されるよう森林の整備を推進する。

水源涵養タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	44,521

⑥ その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表のとおりである。

機 能 類 型	公益的機能別施業森林			
	水源涵養 機能維持 増進森林	山地災害防止 機能／土壌保 全機能維持増 進森林	快適環境形 成機能維持 増進森林	保健機能 維持増進 森林
山地災害防止タイプ 土砂流出・崩壊防備エリア 気象災害防備エリア	○ ○	○ ○	○	
自然維持タイプ	○	○		
森林空間利用タイプ	○	○		○
快適環境形成タイプ	○		○	
水源涵養タイプ	○			

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、幡多流域林業活性化センター、県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

具体的には、次に示すような取組を推進するとともに、計画的な木材供給の推進、安全・安心への取組、生物多様性保全に資する取組、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等を推進する。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

県、地元自治体、関係団体等と連携し、現場フィールドを活用した低コストで高効率な作業システムの現地検討会を開催するとともに情報提供を行う。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携を図りつつ、林業事業体への安定的・計画的な事業の発注、システム販売等を推進し、安定的かつ計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努めるとともに、森林総合監理士等を活用し県との連携を図りつつ民有林行政を支援する。

③ 民有林と連携した施業の推進

民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備を推進し、森林施業の効率的な実施に必要な路線を計画的に整備する。また、県、地元自治体及び民有林関係者と連携し、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等を積極的に推進する。

森林共同施業団地の概要

箇所数	協定面積 (ha)	
	国有林	民有林
5	1,113	901

④ 森林・林業技術者等の育成

「緑の雇用」事業の実施に伴う研修のためのフィールドとして国有林を提供し、地域における林業従事者の育成に寄与する。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

県、地元自治体、関係団体等と連携して、低コスト作業システムの導入に向けた現地検討会等を開催する。

また、国有林の施業技術に関する情報の提供を行う。

⑥ その他

ボランティア団体等が実施する森林づくり活動へのフィールド提供を実施するとともに、森林環境教育を実施する。

行政機関を中心とした高知県内治山事業連絡調整会等の開催、HPを活用した山地災害危険地区等の防災情報の発信、災害時等における国有林防災ボランティアとの連携による防災対策を実施することにより、地域における安全・安心の確保・向上に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育及び林道の計画量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、計画的な事業の発注等により林業事業者の育成・強化を推進するとともに、労働災害の未然防止に努めることとする。

なお、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮する。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区分	主 伐	間 伐	計
計	678,167 《177,424》	1,010,543 (9,009)	1,688,710

注：《 》は分収林の収穫量で内書、()は間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	1,130	345	1,475

③ 保育総量

(単位：ha)

区分	下 刈	つる切	除 伐
計	3,214	29	438

④ 林道の開設及び改良の総量

(単位：m)

区分	開設		改良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	11	10,520	225	64,700

(5) その他必要な事項

特になし

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

自然休養林、風景林等は、森林のレクリエーション利用や観光等を目的とした利用者が多いことから、地域の住民、自治体等との緊密な協力・連携の下に、重点的に巡視し保全管理にあたるとともに、標識等を設置して利用者等に対する山火事防止、盗採防止への啓発活動を展開するなど保全管理に努めることとする。

また、国有林野内への廃棄物不法投棄に対しては、地域の住民、自治体、警察等との協力・連携を図り、道路沿いへの標識やフェンス設置及び巡視に努めるとともに、入林者への不法投棄防止意識の啓発に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界は、国有林野の管理経営の基礎となるものであり、定期的、計画的な巡視を実施し、破損した境界標の補修、整備を行うなど保全管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

被害の早期発見・早期防除に努めるとともに、迅速な駆除対策に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

主要林業樹種及び稀少樹種等の林木の遺伝資源を保存する「林木遺伝資源保存林」、我が国又は地域の自然を代表するものとして保護する「植物群落保護林」、地域における象徴としての意義を有し保存の要請の強い「郷土の森」等の保護林については、適切に保護管理をするとともに、学術研究のフィールドとしての用に供することとする。

また、これらの保護林は自然の推移に委ねる管理を基本とするが、「郷土の森」については、地元市町村長との保存協定に基づき適切な管理に努めるものと

する。

本計画区の保護林は下表のとおりである。

保護林の種類別の名称及び面積

種 類	名 称	面 積 (ha)
林木遺伝資源保存林* ⁸	佐田山シイ	11
	弦場山ウバメガシ	2
	古屋山アカマツ	9
	梶ヶ谷山モミ	9
	小筋畝山コウヤマキ	18
植物群落保護林* ⁹	鷹取山	87
郷 土 の 森	四万十源流	5
	ゆすはら	7
	西土佐	4
総 数	9	152

(4) その他必要な事項

自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林においては、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性の保全の視点で希少種の保護等に努めることとする。

ニホンジカ等による森林被害の状況を把握し、必要に応じて防護柵の設置や食害防止チューブ等による植栽木の保護、囲いわな等による頭数調整を図るなど、関係行政機関等と連携した適切な被害防止対策を実施する。

また、被害跡地の森林再生については、郷土樹種を植栽するなど考慮し、地域住民、ボランティア、NPOとも協力しながら進めていくこととする。

*⁸ 林木遺伝資源保存林…希少な樹種の林木遺伝資源を対象として保存を目的とする森林

*⁹ 植物群落保護林…希少な高山植物や学術上評価の高い樹木群等の保存を目的とする森林

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 林産物の安定供給

当地域は、「幡多ヒノキ」等の名称で知られるヒノキ良質材の産地となっており、今後更に川上から川下に至る産地体制の整備が望まれるところである。

本計画期間中における国有林材の供給にあたっては、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで高効率な作業システムによる間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の安定供給に努めることとする。

② 林産物等の販売

木材の販売にあたっては木材の需要動向や木材産業の状況等を的確に把握し、機動的な販売に努めることとする。

また、間伐材の需要および販路の確保・拡大を図るとともに、地域林材の中核的な素材流通・加工の担い手育成に貢献するために、「国有林材の安定供給システム販売^{※10}」の推進に努めることとする。

(2) その他必要な事項

二酸化炭素の排出抑制及び木材の利用促進のため、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木質バイオマスエネルギーの利用、木材の再利用、他の資源の代替としての木材利用に取り組むこととする。

また、木造庁舎等の整備にあたっては、木材の積極的な利用に努めるとともに、林道や治山事業における森林土木工事についても、間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むものとし、併せて、これらの取組を通じて、国民に対する積極的に啓発に努めるものとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、公用・公共用施設への活用、公衆の保健等のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上など、地域社会の活性化に資するよう積極的に対応することとする。

また、開かれた「国民の森林」としての取組を推進するため、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備やソフトの提供等を行い、その活用を推進することとする。

*10 「国有林材の安定供給システム販売」…需要開発が必要な間伐材等の低質材について、国が製材工場や合板工場等と協定を締結し、それに基づいて国有林の木材（立木や丸太）を安定的・計画的の供給する販売方法。

レクリエーションの森の種類別の名称、箇所数及び面積

種 類	箇所数	面 積 (ha)	備 考
風致探勝林	1	53	
自然観察教育林	2	333	
風景林	9	679	
計	11	1,064	

(2) 国有林野の活用の具体的手法

- ① 自治体からの利活用要望については、利用目的、事業計画の内容等を踏まえ、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、計画的に対処することとする。
- ② 森林レクリエーション等の森林空間総合利用に係る利活用要望については、森林空間利用タイプの国有林野を対象として、自治体等と連携しつつ、一体的な利活用を推進することとし、施設等の整備は、民間の能力を活かし推進することとする。
- ③ 地球温暖化防止対策を推進するため、風力、小規模水力発電等自然エネルギーを利用した発電用地としての活用要望については、国有林野の管理経営との調整を図り、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、対応していくこととする。
- ④ 上記以外の利活用要望については、各々の事業目的、内容等を勘案し、適切に対処することとする。

(3) その他必要な事項

特になし

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、放置されていることにより、地域全体の森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念される場合も想定される。

このような場合においては、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、森林法第10条の15の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用に努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等が行う自主的な森林整備等については、森林管理署との協定の締結によるフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、「ふれあいの森」「多様な活動の森」の整備にあたっては、一般市民等の参加、支援の下に地域の特色を活かした森づくりが推進されるよう積極的に取り組むこととする。

ふれあいの森の名称、面積及び位置

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
市ノ又山ふれあいの森	8.87	4085ろ、4086ろ

多様な活動の森の名称、面積及び位置

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
黒尊天然林と地域遺産を巡る森	13.20	2い、3ろ3・は、4に2、6い4、7と・ぬ、9は、10い2・は3・ほ、11い1・ろ1・ろ3、12い・は・に、13い・ろ・に、19い・は、23ろ、24ろ・に・と、25ろ・に、26は・に、27ほ・へ、28い1・は・へ、29は、30い1・い2・ろ・は1・は2
足摺・照葉(てるは)の森	59.33	1241い、1243に
てっぺん四万十裏源流の森	65.06	3282い・ろ・は・に・ほ

(2) 分収林に関する事項

上流と下流との理解と協力、企業等の参加を促進しつつ、分収造林・分収育林の制度（法人の森林）を活用した水源林の造成等を推進するとともに、設定された分収林については、契約に基づき適正な管理に努めることとする。

分収林の種類、契約箇所数及び面積

種 類	契約箇所数	面 積 (ha)
分収育林	54 (-)	453 (-)
分収造林	279 (-)	1,972 (-)
計	333 (-)	2,425 (-)

注：（ ）は、法人の森林の数値で内書である。

(3) その他必要な事項

① 学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、森林所有者や森林組合関係者等多様な人達と連携し、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、児童生徒に森林内で遊びながら、森林教室、林業体験ができるフィールドを提供することとし、学校教育機関等に積極的に働きかけることで「遊々の森」の設定に取り組むとともに、教職員やボランティアリーダー、自治体関係者等に対し、森林環境教育プログラムや教材の提供等を通じて森林環境教育の重要性についての意識の醸成を図る。

② 企業による社会的責任（CSR）活動を目的とした森林整備活動を支援するため、「社会貢献の森」を設定し、提供する。

社会貢献の森の名称、面積及び位置

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
森ヶ内山ふれあい事業	10.30	3038に
入野松原ふれあいの森	24.38	104い

③ 「森の巨人たち100選」に選ばれた巨樹・巨木（四万十檜仙人、四万十源流のモミ）については、樹木が所在する市町村や保護のための協力者等を構成員とする協議会による自主的な活動を支援し、保全に努めることとする。

巨樹・巨木の名称及び位置

名 称	位 置 (林小班)
「森の巨人たち100選」 (四万十檜仙人)	2010い
「森の巨人たち100選」 (四万十源流のモミ)	3250と

- ④ 黒尊川流域では、黒尊川の清流や景観を保全し、森林整備を通じて地域社会の持続的な活性化を目指す「四万十くろそんプロジェクト」を地域住民、四万十市及び高知県と共に設置した「四万十くろそん会議」の中で合意形成を図りながら、会議メンバー、学校等の教育機関、ボランティア等と連携・協力して進めていくものとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

① 施業指標林、試験地等

各種試験地やモデル林など森林施業に関する現地における展示等を行うとともに、森林施業技術の研修、検討会のフィールド、森林教室の場等として活用することとする。

② 林業技術の開発普及

四国森林管理局技術開発目標に基づき、産学官と連携して、国有林野を活用した技術開発を森林技術・支援センターを拠点として計画的に推進する。

また、その成果は、国有林野の管理経営に活かすとともに、研修の場の提供等を通じて民有林への普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与することとする。

さらに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林等の導入・定着を図り、国有林野事業の実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組むこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

地域の林業・木材産業の育成にも資する森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

(3) その他必要な事項

- ① 「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」に基づく共生モデル地区の黒尊川流域については、制定趣旨に配慮した森林施業に努めることとする。
- ② 文化財保護法第134条に基づく重要文化的景観に選定されている「四万十川流域の文化的景観」については、制定趣旨に配慮した森林施業に努めることとする。
- 四万十市（四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来）
 四万十町（四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来）
 中土佐町（四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来）
 檮原町（四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田）
 津野町（四万十川流域の文化的景観 源流域の山村）
 （いずれの市町村も平成21年2月12日に指定。）

(単位：ha)

市町村	対象面積	国有林面積	重要区域 (国有林)	位置等
四万十市	5,300	1,600	1,500	黒尊川流域
四万十町	13,400	1,400	600	森ヶ内外
中土佐町	3,300	1,100	1,100	島ノ川外
檮原町	2,400	2,400	2,400	久保谷・鷹取外
津野町	2,300	2,300	2,300	大古味・不入山
計	36,400	8,800	7,900	